

西東京市個人情報保護審議会会長 殿

西東京市長 丸 山 浩 一

個人情報の収集及び目的外利用について（諮問）

西東京市個人情報保護条例（平成 13 年西東京市条例第 13 号。以下「条例」という。）
第 25 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を 1 人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、東京都からの委託を受け、食料品等の生活必要品の提供を実施したい。

事業を実施するに当たり、提供に必要な個人情報を本人以外のものから収集し（条例第 8 条第 2 項）、及び同条第 1 項に規定する利用目的の範囲を超えて当該実施機関内部で利用（以下「目的外利用」という。）すること（条例第 10 条第 2 項）並びにそれらに伴う本人通知の例外（条例第 8 条第 3 項及び第 10 条第 3 項）について諮問する。

2 収集及び目的外利用をする個人情報の内容

項 目	必要とする個人情報	個人情報保有機関
児童扶養手当	(1) 令和 2 年 6 月分の支給を受けている者の氏名及び住所 (2) 令和 2 年 6 月 1 日から 7 月 31 日までの間に新たに受給することとなった者の氏名及び住所	市（子育て支援課）

3 諮問理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を 1 人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、東京都からの委託を受け、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を実施する。

このことから、子育て支援課が保有する個人情報を活用して、対象者を抽出し、申込書等の送付を行う体制を整える必要がある。

4 支給対象者

- (1) 令和2年6月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。）
- (2) 令和2年6月1日から7月31日までの間に新たに児童扶養手当を受給することとなった者

5 事業実施期間

令和2年7月上旬から令和2年11月30日まで

6 個人情報の管理責任者等

本諮問に係る個人情報は、子育て支援課に配属されたひとり親家庭生活支援事業担当職員に限り取り扱うことができるものとし、子育て支援課長を管理責任者とする。

7 個人情報の記録、保管及び廃棄

事業実施期間は、児童扶養手当のシステムに登録された個人情報を活用する。登録された個人情報は、パスワード等の電子的なセキュリティ対策や施錠した保管庫への収納により情報の漏洩が生じないように適切に管理する。

事業実施期間終了後は、システムに蓄積された不要データを全て消去し、必要な個人情報については、引き続き適切に管理する。